

(宛先) 葉山町長

施設等利用費申請書（償還払い用）－③

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の施設等利用費（幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部に在籍していない方用）

【 令和 年 月 ～ 令和 年 月 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり申請しますので、指定する振込口座に振り込んで下さい。

- 1 申請者と認定こどもが、葉山町内に...
2 実際に利用していることを葉山町が...
3 利用料の支払い状況を葉山町が...
4 課税状況を葉山町が確認すること...
5 認定内容及び申請内容が事実と相違する場合、認定の取消しや施設等利用費を支給しないことがあること。
6 原則、申請月に関わらず、振込は葉山町の設定する月となること。

年に4回設定される、申請月にそれまでの支払分をまとめて申請してください。

消えるボールペンや修正テープ、修正液は使用しないでください。修正する際は、二重線を引いて余白に正しく書き直してください。

1. 認定保護者（申請者） ※施設等利用給付認定通知書に記載されている保護者名を記入してください。

Table with columns: フリガナ, 氏名, 認定子どもとの続柄, 生年月日, 住所, 昭・平 年 月 日, 葉山町, 電話: ()

2. 認定子 認定申請時の代表保護者でなくても可（父、母どちらでも可）

Table with columns: フリガナ, 氏名, 生年月日, 平・令 年 月 日, 利用年度4月1日時点の年齢, 申請期間内の転出・転入

3. 利用した認可外保育施設等

Table with columns: 1 施設・事業名, 所在地, 2 施設・事業名, 所在地, 3 施設・事業名, 所在地

申請できるのは、無償化対象施設として町や県に「確認申請」をしている施設だけです。

4. 振込先 ※振込先が、認定外施設口座の場合は、振込先が確認できる資料（通帳の写し等）を添付してください。

Table with columns: 金融機関名, 預金種目, 銀行・信用金庫 支店, 口座番号, 農協・信用組合 出張所, 口座名義(カナ), 金融機関コード, 支店コード

5. 施設等利用費の償還払い申請の内訳 ※特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書等を添付してください。

Table with columns: 利用年月, 認可外保育施設に支払った利用料 A, 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業に支払った利用料 B, 支払額合計(A+B) C, 月額上限額 D, 申請額 CとDを比較して低い方

領収書で確認

有効期間が月初から又は月末まででない場合は、限度額を日割りで算出し、C + Dと比較する。【この欄は、空欄でも可です。空欄の場合、町で計算します】

欄が不足する場合は、申請書をもう1枚使用し、継続紙としてください。その場合、2枚目以降は本欄のみ記入してください。

Table with columns: 合計, 円

月額上限額 ... 法第30条の4の認定種別が第2号の場合は37月の途中で認定期間が開始又は終了する場合...
・月の途中で認定期間が開始する場合や町内 37,000円(42,000円) × 認定起算日
・月の途中で認定期間が終了する場合や町外 37,000円(42,000円) × 認定終了日(転出日)までのその月の日数 ÷ その月の日数

この欄の額が必ず振り込まれるわけではありません。町で再計算し、支給額を決定します。

* 葉山町記入欄

Table with columns: 認定期間, 有効期間内, 有効期間外あり, 認定区分, 第2号, 第3号, 決定額, 円